

徳島県告示第五百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年九月四日から令和三年一月四日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称)ダイレックス新鴨島店
 所在地 吉野川市鴨島町鴨島二二二番七ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号	原田 健
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	多田 高志

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和三年四月二十六日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、二六九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
	施設の配置に関する事項	駐車場の自動	
施設の運営方法に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	五十三台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	七〇平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	一・四立方メートル
	小売業を行う者の開店時刻	午後九時	
	小売業を行う者の閉店時刻	午後十時	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後十時三十分まで	
駐車場の自動	出入口の数	二箇所	

	車の出入口	位置
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和二年八月二十五日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和二年九月四日から令和三年一月四日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六九
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。